

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

総務省統計局によると、わが国の総人口は、令和4年9月15日現在、1億2,471万人となっており12年連続で減少しています。しかし、高齢者人口は3,627万人まで上昇し、総人口に占める高齢者割合は29.1%となり、人口、割合共に過去最高となっています。今後、団塊ジュニア世代（昭和46年～49年生まれの第2次ベビーブーム世代）が65歳以上となる令和22年（2040年）には3,921万人にまで増加することが予測されています。

当組合管内の令和4年10月1日現在の高齢者人口は17,885人、高齢者割合は42.8%となっており、およそ2.5人に1人が高齢者となっています。さらに、人口推計によると、令和8年には高齢者割合が44.3%、その後も上昇し続け、令和22年には45.4%まで上昇すると予測されています。

今後、更に進む高齢化や核家族化が相まって、高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯の増加と併せて認知症高齢者の増加も予測され、住民・事業者・行政等の協働、さらには、元気な高齢者が生活支援の担い手になるなど「地域共生社会」の実現に向けた取組がますます重要になっています。

介護保険制度は、高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護認定者等の自立を支援し、社会全体で支え合って対応していく仕組みとして平成12年4月に施行されました。制度創設以来、老後の安心を支える仕組みとして実施されてきた介護保険制度ですが、利用者の増加に伴い、費用も急速に増大し、介護保険制度自体の持続可能性をも揺るがす事態になってきています。また、「地域共生社会」の実現を目指す中で、地域特性に応じた介護サービス提供体制の整備、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策への総合的な取組などが求められています。

盛岡北部行政事務組合では、「住み慣れた地域で、いつまでも元気に、いきいきと安心して暮らせる地域を目指して」を基本理念に、「第8期介護保険事業計画」を策定し、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた取組を進めてきました。これまでの取組の方向性を引き継ぎつつ、国における制度改正や当組合における高齢者の実情を踏まえた見直しを行い、高齢者福祉のさらなる充実と、持続可能で安定した介護保険事業の推進に向け、基本的な方向性と具体的な施策を明らかにすることを目的として、高齢者施策を総合的に推進していくための「第9期介護保険事業計画」を策定するものです。

## 2 計画の法的根拠

本計画は、介護保険法第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画として、厚生労働大臣の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して策定するものです。

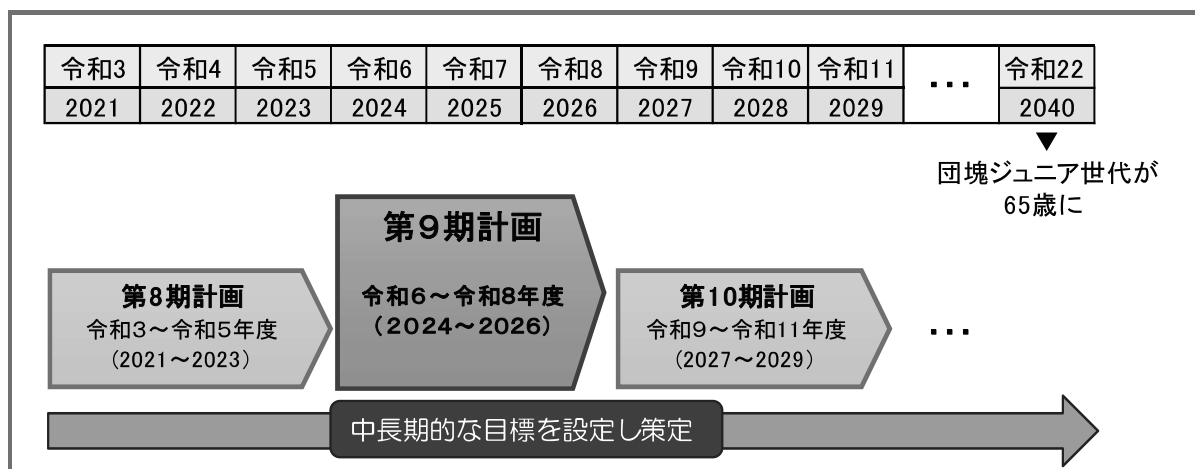
## 3 計画の位置づけ

第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）については、今後の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえ、中長期的な視点で取組を推進する計画であり、「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、介護保険制度の持続可能性の確保をしていくための計画として位置づけ策定しています。

## 4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間としていますが、中長期的な目標を掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進と持続可能なサービス基盤、人的基盤の推進を図ります。

図表1-4-1 計画の期間



## 5 計画の策定体制・計画の周知

### (1) 計画策定の基本的な考え方

今回の計画策定の基本的な考え方として、八幡平市・葛巻町・岩手町の一般住民<sup>※1</sup>の意向と高齢者及び要介護者、介護者家族等の意向が反映されること、及び当組合の地域的な特徴を踏まえた計画となることに留意しました。

### (2) 計画策定の方法

本計画の策定にあたっては、当組合が中心となり、被保険者の代表者、事業者、介護保険施設の代表者及び知識経験者からなる「盛岡北部行政事務組合介護保険運営協議会」の各委員の意見を聴取し、計画の審議策定を行いました。

また、パブリックコメントを実施し、広く意見募集を行いました。

### (3) アンケート調査

「第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定するにあたり、日常生活の状況、健康状態、福祉・介護保険事業に関する意見などを伺い、策定の基礎資料さらには今後の保健福祉行政に活かすために、住民を対象として3種類（①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、②在宅介護実態調査、③施設サービス利用者調査）、事業所を対象として3種類（④在宅生活改善調査、⑤居所変更実態調査、⑥介護人材実態調査）の計6種類のアンケート調査を実施しています。

### (4) 計画の周知方法

市町の広報紙及びインターネットのホームページへの掲載、パンフレットなどの配布により、住民の皆さまにお伝えします。

※1：一般住民・要支援・要介護認定者を含まない40歳以上の一般者